

事務局ニュース 04-NO.12 2005. 4. 7 埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4 - 1 0 0 5

048-644-1571 FAX 048-644-1572 Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

厚労省、障害児加算廃止への強い反対を受け、復活の見込み！！ 県は1日、市町村へ「補助基準額の説明変更の可能性」を通知！

前回の『事務局ニュースNO11』で、3月24日、県こども家庭課主催で「市町村児童福祉・母子保健主幹課長会議」が開催され、05（平成17）年度の学童保育（放課後児童健全育成事業）予算について、厚生労働省の補助金の仕組みの見直しの方針を受けて、

「時間延長」「土日開設」加算はなくなるが、「全体基本額」を底上げを図る

国の「障害児受け入れ加算」はなくなるが、県独自で従来の額のまま残す

等を内容とした補助の内容、補助基準額を提示しました（『事務局ニュースNO11』に添付した「平成17年度放課後児童健全育成事業について」参照）。

その後、3月30日、国会の衆院厚生労働委員会、翌31日には参院厚生労働委員会においてこの問題が取り上げられ、厚生労働大臣が、「従来の障害児受け入れ加算等の加算部分を基本部分と一括して基準額を設定するという見直し案を全国児童福祉主管課長会議（2月28日）で示した。しかし、特に障害児の受け入れはまだまだというところがあり、特別に考えた方がいいという判断を改めてし、補助の仕組みのあり方について早急に検討する」と答弁しました。

これを受けて31日付けで、厚生労働省（育成環境課）は、各都道府県・政令市・中核市へ「地方自治体及び関係団体等より、障害児加算の単価を基本単価に織り込むことは放課後児童クラブにおける障害児受け入れの促進に影響が出るのではないか等のご意見をいただいた」ので、再検討していると通知しました。

これを受けて、県子育て支援課（「こども家庭課」が4月から組織変更）は、4月1日、課長通知「平成17年度埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金に係る補助基準額単価について」（右参照）を送付しました。そこには、厚生労働省の「見直し」を受けて、「過日お示しいたしました『平成17年度放課後児童健全育成事業について』における補助基準額の説明（案）にも変更が生じる可能性がある」としています。つまり、障害児加算はもともと県として単独で補助することが確定していたので額は変更にならないと思われませんが、国が障害児加算を元に戻すことの影響で国庫補助基準額が変更され、併せて全体基本額も変更されることが考えられます。

県子育て支援課は4月4日、厚生労働省の担当課に出向き、「補助金については、今まで通りの基本分プラス加算分という形がよい。特に、障害児加算については重要な施策であり、元に戻

して欲しい」と要望しました。厚生労働省は、「障害児加算の変更の内容は、4月中旬には決め、要綱の形で示せる方向で詰めている」と回答しました。

国及び県のこの動きは市町村に1日には伝わっています。

前回の『事務局ニュースNO11』で市町村に対してのはたらきかけをお願いしましたが、今回の動きも市町村に知らせて、改めて、事業水準＝委託料・補助金が減らされることのないようにはたらきかけましょう。

4月半ば以降に都道府県に届く変更の内容を受けて、県として基準額をどう設定するかが定まるものと思われます。県連協事務局として分かり次第、地域にその内容をお知らせします。

第4回県連協代表委員会のご案内（再掲）

4月23日（土）18:00開場18:15開会 シーノ大宮・桜木公民館

- 【議題】1. 国の補助の仕組みの変更に伴う05年度の県補助の変更と今後のとりくみ
2. 総会議案書の提案 情勢 方針 予算 県連協組織検討・専従複数化・会費「見直し」

事 務 連 絡

平成17年 4月 1日

各市町村放課後児童健全育成事業担当課長 様

埼玉県福祉部子育て支援課長

平成17年度埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金に係る補助基準単価について（通知）

児童健全育成事業推進につきましては、日ごろ多大な御協力を賜り誠にありがとうございます。さて、放課後児童健全育成事業につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課健全育成係長による平成17年3月31日付け事務連絡「平成17年放課後児童クラブに係る補助基準単価について」において、下記のような見通しが示されました。

つきましては、過日お示しいたしました「平成17年度放課後児童健全育成事業について」における補助基準額の説明（案）にも変更が生じる可能性があり、県要綱の発送も遅れるものと思われま

す。各市町村におかれましては、各放課後児童クラブとの委託契約事務を行われているところであり、恐縮でございますが、御了承くださいますようお願い申し上げます。

記

（平成17年3月31日付「平成17年放課後児童クラブに係る補助基準単価について」の概要）

補助基準単価については、案をお示しいたしたところではあるが、地方自治体及び関係団体等より「障害児加算の単価を基本単価に織り込むことは放課後児童クラブにおける障害児の受入の促進に影響が出るのではないか」との御意見をいただいた。

現在、方式（補助制度）について検討しているところである。

については、要綱の発出が遅れることをお知らせする。

担 当 子育て支援担当